

## 平成 31 年度 第 3 回中野区特別職報酬等審議会（会議要録）

1. 日 時 令和元年 11 月 14 日（木） 午後 7 時 00 分～8 時 8 分

2. 場 所 中野区役所 4 階 庁議室

3. 出席者(8 名)

(1) 委員（五十音順：敬称略）

石川 宏 稲尾 公貴 櫛田 正昭 杉山 直道  
袖澗 悟 林 香江 福原 紀彦 星野 新一  
(欠席 櫻井 英一)

(2) 事務局

海老沢総務部長、石濱総務課長、事務局職員

4. 議 題

(1) 議員報酬及び区長等の給料の適否について（審議）

(2) 答申へ向けての意見集約

### (1) 議員報酬及び区長等の給料の適否について（審議）

会 長

それでは、第 3 回の特別職報酬等審議会を開催します。本日は櫻井委員がご欠席、星野委員は遅れるということです。

お手元の次第に従いまして進行いたします。初めに、事務局から今回配付していただいております資料につきまして、説明をお願いします。

石濱総務課長

～資料等説明～

会 長

それでは早速審議に入りたいと存じますが、前回、それぞれご本人または事務局担当者から、現在の職務内容についてご説明をいただきました。それらも本日の議論の重要な手がかりとさせていただきたいと思えます。

また、この審議会は区民の色々なお立場におられる方々から構成されておりますので、ぜひそのようなお立場から、区民の納得のいく答申ができればというふうに思っております。

それではまず、区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給与の額などを人事委員会の勧告などを手がかりに、判断をしてまいりたいと思えます。今日の審議会は実質的な答申内容を決めていくという位置付けになります。

まずは区長の給料の額について、どのような観点からでも結構です。引上げ、据え置き、引下げ、また引上げや引下げとする場合には、どれくらいの幅とするのがよいのかということになりますが、いかがでしょうか。

櫛田委員

特別区人事委員会勧告の概要では、職員の平均年間給与が合計で 2 万 2, 0 0 0 円増ということですがけれども、これは前年に比べて何パーセントアップになるのでしょうか。

石濱総務課長

特別区人事委員会勧告の概要 2 ページの参考 2 というところに、今回公民比較の対象にした職員の、改定による平均年間給与の増加額がありまして、改定前が平均で約 6 4 3 万円、改定後は約 6 4 5 万 2, 0 0 0 円で、差額が 2 万 2, 0 0 0 円という形になります。

これを計算すると約0.34%の増になります。

会 長

今回増額あるいは据え置きと答申を出しても、手当関係はまた別に判断されるのですよね。

石濱総務課長

期末手当はこの審議事項ではないのですけれども、参考として意見をいただいていることが多いです。

石川委員

今回のような勧告で、勧告どおりの答申を出して、月例給だけ判断するのでは、あまり判断したことにならないのかなという気がします。

会 長

去年は給料は据え置き、期末手当も我々の言うところではないけれども据え置くという参考意見を申し添えるというような答申を出しましたが、結果としてどうなったのでしょうか。

石濱総務課長

どちらも据え置きました。

会 長

資料2番の勧告内容と改定状況の資料を見ると、今までも引下げの時は月例給と期末手当の両方を引き下げていますね。

石川委員

議員以外の特別職は、今までの経験では、いつも勧告どおりのパーセンテージだった気がします。議員を据え置いたときでも、他の皆さんの意見というのは、やはり一般職の長だとか上司だとかそういう意見が多かったから、そうなったのだと思いますけれども。

会 長

そうすると、その傾向に照らすと引下げでしょうか。

石川委員

意見としては引下げで、参考意見として期末手当を勧告と同じようにすべきと付けるかどうか。

会 長

月例給が下がってくると、職員の方々も退職金とかに影響があるのでしょうか。

海老沢総務部長

退職金には影響します。

会 長

退職金に影響してしまうのですね。やはり下がるということは生涯賃金には影響を受けているという、そういう状況なのですかね。

石川委員

特別職も退職金に影響するのですか。

石濱総務課長

影響します。

会 長

手当のほうは諮問されていないので、答申の範囲には含まれないのだけれども、しかし何も言わないのもちょっとどうか。中野区の財政状況などをみると、よく頑張っている形跡は出ているので、手当として議会等がご判断されるのであれば、それはそれでいいかと思います。

石川委員

やはり財政状況はいいわけですし、据え置いていけないこともないとは思うのですけれども、でも財政状況がいいなら一般職員もという話になってしまうかもしれないですね。

林委員

職員が下がっているので引下げはいいと思うのですけれども、0.58%引き下げるとなると、下がり幅が大きいけれどもそれはいいのかなというふうに思います。

石川委員

私もその観点から、例えば月例給を0.58%下げて、参考意見として期末手当を0.15月分上げた場合には、どのくらい上がるのでしょうか。職員の平均年間給与は約2万2,000円の増とありますが、特別給はいくらになるのかを知りたいのです。

石濱総務課長

区長の場合は、勧告どおり実施した場合には約14万円の増になります。

櫛田委員

これは、率でいうと。

石濱総務課長

率でいうと、約0.67%になります。

櫛田委員

約0.67%アップですか。特別給が多いからですかね。

会 長

区長、副区長それから教育長は、その部下である職員の方々の変動を参考に設定するというので、まず我々は月例給の答申をしなければいけませんけれども、これはそうすると、月例給はそれに合わせて0.58%引下げになると。しかし、特別給が0.15月引き上げられていること、ここはどういたしましょうか。

石川委員

前年と同じように、参考意見として特別給については引き上げられることが望ましいと付けるのが良いかと。財政状況もいいし、職責は果たされているようなので。

会 長

では一般職員同様の比率でということ。

櫛田委員

昨年度は例外でしたが、ここ数年、区の人事委員会の勧告に沿った数字で動かしていたという事実がありますよね。数字についてはやはり従来どおり勧告に沿ってやるということ以外に、なかなか論理的な他の数字は出せないのではないかなと思います。

ですから、下げるというところはやむを得ないと。でも全体の給与の動きを見ますと、最低賃金はそれなりに上昇してきていますし、一般職員の年収は結果的には上がるというようなことなので、そういうことも勘案すれば、最終的に年収としては上がるという形に沿うような方向の答申にせざるを得ないのかなと思います。

会 長

審議の前提とする職責については、ヒアリングしたところ、立派に皆さん果たしておられるということは確認した上で、しかし一般職員の月例給が下がるということであれば、それに合わせていただかざるを得ないであろうと。ただし特別給については、一般職の方々が上がるのであれば、それと合わせて上げられることが望ましいのではないか。一般職員の年収は結果としては上がるわけだから、そういった扱いで書いておくということでしょうかね。

石川委員

据え置くことも、理由を付けられないことはないのかなと思うのですけれどもね。23区の財政状況を見ると、中野区は他区との比較で財政状況がいいと。それに比べて、同じ他区との比較で言うと、区長の給料は下位に位置している。

杉山委員

順位的にはそうですね。

石川委員

そのような理由を付ければ、据え置きでもおかしくはないかなという気はするのです。

櫛田委員

でも一般職員が非常に努力した結果、この区の財政の成績ができたとも言えます。でも、給料が下がってしまっている。それで特別職だけ据え置きないし上げるのかというのは、なかなか説明が難しいですね。

会 長

職員も頑張っているのに、成果だけ区長はじめ特別職だけがもらうというのも。

石川委員

そうですね。そこが区民感情ということになっていってしまうのですよね。

櫛田委員

下げたくない気もしますけれどもね。

会 長

では、ここについては昨年同様、社会情勢、財政状況、他の特別区の給与の状況を確認した上で、特別区人事委員会勧告の内容などを判断の材料として、そのことからすると、区長、副区長、教育長におかれてはヒアリングをした結果、よく職責を果たしておられるので、据え置きという考えもあったけれども、やはりその中で一般職員が月例給においてマイナスという扱いを受けておられるので、これと同等の引下げというのが妥当であろうと。ただし、一般職員の手当においては、引上げという勧告が出ているので、当審議会の任務ではないのだけれども、一般職員と同様に引き上げられることが望ましいと付け加えておくというところでしょうか。

では、常勤の監査委員の給与の額についてですが、これをなぜ別に審議しているかといいますと、この制度が新たに設けられたときに、その職責への強い期待等を含めて、都の同等職が知事と何パーセントぐらいの位置付けにあるかというようなことを参考に、他区比較はせずに設定したので、比較的高くなっているという傾向にありました。その点が、その職責だけを見ていけばいいのですけれども、他の職との釣り合いでいかなものかということで、かといって極端に引き下げるといふわけにいかないのので、それを調整する形で、他の特別職を引き上げたときには据え置いていたとか、他の特別職を引き下げたときに若干プラスして引き下げたとかという、そういった傾向でやっていました。

石川委員

最初は23、24年度に2.5%ずつと、独自にかなり引き下げたのですよね。それ以降は大きく引き下げようなことはしていませんね。ただ勤勉手当とか期末手当について、26年度を見ていただくと、常勤監査委員だけ据え置きにしたのですが、手当については何の意見も述べませんでしたので、翌年年収としては結構上がっていたのですよね。

会 長

上がっていました。そうすると今度は、月例給だけ同じように引下げて、手当は据え置かれることが望ましいというのですかね。

石川委員

そのようにするか、給料も期末手当も据え置きとして出すか、どちらかでしょう。そうすると常勤の監査委員の年収は上がらないですよね。それよりも下げる必要があるかどうかというところですよ。

会 長

引下げは同率にしておいて、手当については据え置かれることが望ましいとするのか。そのようにすると、具体的な数値として結構減りますか。

石濱総務課長

月例給を0.58%引き下げますと、月額で4,600円、年額で5万5,200円の減になります。

石川委員

手当を据え置いてそれだけの引き下げ。そんなに大きな引き下げにはならないですね。

会 長

4,600円引くとおおよそ80万ですが、それでもまだ高いですね。

櫛田委員

手当を1.5月分上げるといくら分になるのですか。

石濱総務課長

月例給が引き下がって特別給が上がると、差し引きで約9万円の増です。

櫛田委員

手当の割合が大きいですね。

石川委員

基本的にはやはり他区比較では高いのですが、他区比較だけだったら、会長が言われた期待を込めてというところで、高い部分の理由はつくのかなとは思いますが。ただ、今年も昨年も常勤監査委員に来ていただいて、色々話を伺ったところによると、常勤監査委員だけが特別責任が重いのかといえばそれはそうではなくて、やはり4人の連帯責任だということもあると。では常勤として何を見るかということやはり毎日来ていて、監査委員をまとめるとかはありますけれども、結局基本的に全員一致で、常勤監査委員の最後の鶴の一声で決まるようなものではないということからすると、非常勤の監査委員の報酬額というのは、他区比較では中野区は低いのですよ。そうすると常勤監査委員の方に対する期待ということだけで高くていいかということ、その点はやはり疑問ですね。

会 長

職員の人たちが引き下がっているので、据え置くというわけにはいかないでしょうね。手当のほうはいかがいたしましょう。

石川委員

手当も据え置くという意見を付けるのですかね。

会長

手当を据え置くことが望ましいというのは、職責を果たしておられるけれども、他区比較をして据え置くことが望ましいと言わざるを得ないということになるのですかね。そうすると年額において5万円程度の減額を我慢していただきましょうということになります。

櫛田委員

まだ是正の過程にあると言えるのではないのでしょうか。

石川委員

どこまで是正したらいいかが難しいですね。

会 長

ありがとうございました。では、常勤の監査委員の給与の適否につきましては、ただいまご意見をいただきました方向としたいと思います。

続いて議員ですけれども、こちらはさほど勧告と連動することはないものの、それも判断要素としつつ、今までの議論で多いのは、他区と比較して低めであるということもあり、成果が上がっていることに関する評価を出来るだけ入れたらどうかということですが。

一方で、単純に他区比較というのも、中野区は議員の数が多いから報酬が低くなってしまっているという可能性もなくはない。でも議員の数というのは区の人口と一度比較したこともありましたが、人口に比例して議員の数があるというのではなくて、これだ

けは仕事上必要だというのがあるので、適切な議員の数というのは必ずしも人口とも比例しないのですね。それは各区これまでの状況を踏まえて、財政規模や人口増減とかとは別で、是正はしてこられて、昨今はできるだけ低めにされているということでしたよね。

それから、議員さんの活動についてはそれなりの活動はされているというのと、引き続き議会改革というか、ペーパーレス化やその他の改革等には取り組んでおられるということをお聞きしました。

石川委員

ただ、議員はいつの間にか最下位ではなくなっていましたね。もう私が入って5年ぐらいずっと最下位でした。去年、一昨年あたりからではないですかね。何で少し上がったのでしょうか。

会長

手当をどんどん上げているとか、そういうことでしょうか。

石川委員

過去を見ると他の特別職が引下げでも議員だけは2回程据え置いていますから、今回も据え置きでもおかしくないのかなという気はします。

会長

議員の報酬について、改めてごらんいただいでどうでしょうか。

杉山委員

今の話の方向性で、据え置くという考え方もできるかなとも思います。

林委員

そうですね。上げないのであれば据え置きでもいいのかなとは思いますが。

会長

議員は、やはり一般職員の勧告とは別に判断をしなければいけないだろうし、報酬という意味では、成果主義的なところもある。区政は区長がリードしますが、議員には区民の意見は反映していただいているのだというふうに思います。

さてそうすると、議員の報酬の額については、据え置きということですかね。議員の場合は報酬を据え置きとしても、手当のほうは別途判断されて上がるということもあるのでしょうか。

石濱総務課長

あります。

会長

昨年は何も参考意見などは付けなかったですが、結果はどうだったのですか。

石濱総務課長

昨年は議員、特別職共に、特別給も期末手当も改定をしておりません。

石川委員

議員も同じように期末手当は一般職員と同様に増額が望ましいという意見を付けなければいいのではないですか。確か過去にも付けたことがありました。

会長

議員については、月例給は据え置き、期末手当が勧告と同様にプラスとすると、額としては、結構高くなるのでしょうか。

石濱総務課長

一般議員の場合は、特別給の増が約12万円ということになります。月額報酬の方は据え置きということですから、丸々その分が増えます。議長の場合ですと、その増が約19万円になります。

会長

議長や副議長ということになると、手当が大きい。

石川委員

先ほどの話だと区長も十何万と言っていました。

石濱総務課長

区長は月例給のほうを引き下げますので、差し引きしますと年間で約14万円の増です。

会 長

一般の議員報酬で審議を進めていますが、議長、副議長等役割に分けてこれは議論しなくていいですか。議員の報酬の額と言われているので、この額を決めれば、自動的に議長、副議長、委員長、副委員長というのが決まっていくというふうに考えてよろしいのですか。

石濱総務課長

条例上、役職に応じて額を定めておりまして、引上げ率、引下げ率というのは連動させるという形になります。

会 長

連動するわけですね。期末手当は役職によって随分違うのでしょうか。手当の支給月数は一緒ですか。

石濱総務課長

議員の期末手当の支給月数というのは、議員の中の役職がどうであれ、同じ月数です。ただ、もともになる報酬の月額が異なりますので、額の差が出てくるということです。

会 長

わかりました。では議員につきましては据え置きとし、期末手当についてはこれを一般職員の方々の引き上げ分と同率の引上げをされることが望ましいであろうということをつけ加えるという方向にいたします。

## (2) 答申へ向けての意見集約

会 長

それでは色々ご意見をいただきましたけれども、当審議会といたしましては、今のような方向で答申に向けたご意見を集約してまいりたいと存じます。

次回の審議会に向けて、私と事務局で答申のたたき台となります答申案を作成させていただきますので、次回は答申文の点検に入りたいと存じます。

最後に何かご意見などございましたらお願いします。

稲尾委員

1つお伺いしたいのですが、今の議員報酬据え置きは賛成なのですが、過去にも2回、特別職、一般職が引下げの中、議員報酬を据え置いたことがあるようですけれども、そういったときの、最終的には答申の内容にはよると思うのですが、他が引下げで議員報酬が据え置きという、それなりの理由を書かれると思うのですが、今までどのような内容だったのでしょうか。

会 長

議員の職責が重要だということと、先程申し上げたような議員改革に取り組んでおられるという評価、そして他区比較において、是正をすることが望ましいではないかという意見が毎回出ていることを踏まえて、こういう機会に他が引下げであるけれども、据え置きということもあれば、他が据え置きだけれども引き上げるという、若干その辺のところの評価をあらわしていたという、そういう表現になるかと思えます。最下位だからそれ以上引き下げられないよねということもあったのでしょうかね。

稲尾委員

わかりました。ありがとうございます。

会 長

次回、第4回の審議会は12月19日木曜日の午後7時からと予定させていただきます。  
他に何もなければこれで終了としたいと思います。本日はありがとうございました。